

中間処理料金への産業廃棄物税相当額の上乗せについて

中間処理業者による税相当額の上乗せについて

産業廃棄物税は、県内の最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量に応じて、課税されま
す(リサイクル等により、最終処分場に搬入されないものには課税されません)。

排出事業者が中間処理業者に処理を委託する場合、産業廃棄物税の納税義務者は最終処
分場に搬入する中間処理業者になりますが、税を負担する中間処理業者は中間処理料金に
税相当額を上乗せして、排出事業者に請求することになります。

この場合、最終処分される重量は中間処理前の重量より減少することがあり、この中間処理
前の重量に対する最終処分される重量の割合により、排出事業者が負担する税相当額が異な
ることになります。

中間処理(リサイクル含む)による税相当額の算出方法

【税相当額】 = 【中間処理前の産業廃棄物の重量(t)】 × 【残さ率】 × 1,000円(税率)

残さ率 = 中間処理後の産業廃棄物の重量 / 中間処理前の産業廃棄物の重量

〔例〕 廃プラスチック10トンが焼却処理後、最終処分される場合、

焼却処理の残さ率を0.2と仮定すると・・・

税相当額 = 10トン × (0.2) × 1,000円(税率) = 2,000円

木くず10トンが破碎処理後、7割がリサイクルされ、残り3割が最終処分される場合、

破碎処理の残さ率を1.0、リサイクルの残さ率を0.3と仮定すると・・・

税相当額 = 10トン × (1.0 × 0.3) × 1,000円(税率) = 3,000円

木くず10トンが破碎処理後、7割がリサイクルされ、残り3割が焼却処理後、最終処分
される場合、

破碎処理の残さ率を1.0、リサイクルの残さ率を0.3、焼却処理の残さ率を0.1と仮定すると・・・

税相当額 = 10トン × (1.0 × 0.3 × 0.1) × 1,000円(税率) = 300円

中間処理による標準的な残さ率一覧表(参考)

ここでは、参考として、産業廃棄物の種類・処理方法毎の標準的な残さ率を示しております。

(社)沖縄県産業廃棄物協会提供

廃棄物の種類	処理方法	焼却	固化・ 天日乾燥	破碎	脱水	中和	備考
有機性汚泥		0.10	-	-	-	-	
無機性汚泥		-	0.95	-	0.75	-	
廃油(汚泥を含むもの)		0.20	-	-	-	-	
廃酸(固形不純物を含むもの)		0.20	-	-	-	0.30	
廃アルカリ(固形不純物を含むもの)		0.20	-	-	-	0.30	
廃プラスチック		0.20	-	1.00	-	-	
紙くず		0.10	-	1.00	-	-	
木くず		0.10	-	1.00	-	-	
繊維くず		0.10	-	1.00	-	-	
動植物性残さ		0.10	-	-	-	-	
がれき類		-	-	1.00	-	-	
感染性廃棄物		0.10	-	-	-	-	
ガラス・陶磁器くず		-	-	1.00	-	-	
石膏ボード		-	-	1.00	-	-	
FRP		0.80	-	1.00	-	-	
ゴムくず		0.10	-	1.00	-	-	

注:実際の残さ率は、産業廃棄物の処理方法、施設の処理能力、種類、性状等により異なり
ますので、処理を委託される中間処理業者に直接お問い合わせください。